

一部事務組合等の取扱いについて

平成17年3月2日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （案）

- （1）笠間地方広域事務組合については、消防業務、消防に関する財産及び消防に従事する職員については新市に引き継ぐものとし、引き続き調整を行うものとする。
- （2）友部・笠間広域下水道組合については、合併の前日をもって解散し、業務、財産及び職員は新市に引き継ぐものとする。
- （3）友部地方広域環境組合については、合併の前日をもって友部町及び岩間町は脱退し、合併の日に新市（旧友部町及び岩間町の区域を対象とする。）において加入するものとする。
- （4）筑北環境衛生組合については、合併の前日をもって笠間市は脱退し、合併の日に新市（旧笠間市の区域を対象とする。）において加入するものとする。
- （5）茨城地方広域環境事務組合については、合併の前日をもって友部町及び岩間町は脱退し、合併の日に新市（旧友部町及び岩間町の区域を対象とする。）において加入するものとする。
- （6）水戸地方広域市町村圏事務組合、茨城県市町村総合事務組合、茨城租税債権管理機構及び水戸地方広域市町村圏協議会については、合併の前日をもって笠間市、友部町及び岩間町は脱退し、合併の日に新市において加入するものとする。
- （7）笠間市、西茨城郡公平委員会については、合併の前日をもって笠間市、友部町及び岩間町は脱退し、新市において新たに加入するものとする。
- （8）介護認定審査会については、新市において新たに設置するものとする。

平成17年3月2日確認

参 考 (現 況 等)

1 一部事務組合

(1) 笠間地方広域事務組合

事務所の位置	笠間市箱田2564番地								
構成市町村	笠間市，友部町，岩間町，城里町（旧七会村の区域），水戸市（旧内原町の区域）								
共同処理する事務	消防（消防団，消防水利の設置及び管理等は除く），斎場並びに火葬場の設置及び管理運営等								
特 別 職	管理者 1名，副管理者 5名，収入役 1名，監査委員 2名（組合議員兼務），議員 13名								
職員数（特別職を除く。）	事務局 4名（内1名は笠間市からの派遣）・消防 130名・斎場 4名（内1名は笠間市からの派遣）								
組 織	事務局（総務課），消防本部（警防課，予防課，通信司令課），斎場（管理課）								
財産及び債務 （平成15年度決算）	土地 51,370㎡ 地方債現在高 2,330,327千円 建物 9,345.53㎡								
平成16年度負担金額 （千円）	笠間市			友部町			岩間町		
	消防分	斎場分	事務局分	消防分	斎場分	事務局分	消防分	斎場分	事務局分
	419,545	28,816	8,089	476,869	32,371	9,134	264,648	20,123	5,384

(2) 友部・笠間広域下水道組合

事務所の位置	西茨城郡友部町大字矢野下750番地								
構成市町村	笠間市・友部町								
共同処理する事務	公共下水道事業に関する事務								
特別職	管理者 1名，副管理者 2名，収入役1名（欠員），議員8名								
職員数（特別職を除く。）	22名（内6名は市，町からの派遣職員）								
組織	総務課，工務課								
財産及び債務 （平成15年度決算）	土地 66,123㎡ 基金 544,119千円 建物 6,513㎡ 債務 15,210,636千円								
平成16年度負担金額（千円）	笠間市			友部町			岩間町		
	400,000			400,000			—		

参 考 (現 況 等)

(3) 友部地方広域環境組合

事務所の位置	西茨城郡友部町大字仁古田長兎路入会地 1 番 6 2		
構成市町村	友部町, 岩間町, 水戸市		
共同処理する事務	ごみ焼却処理施設及び最終処分場の設置及び管理, ごみ処理施設の余熱利用施設としての健康づくり施設の設置及び管理, ごみ焼却処理施設等に関連して行う周辺整備事業としてのスポーツ・レクリエーション施設の設置及び管理		
特別職	管理者 1 名, 副管理者 3 名, 収入役 1 名, 監査委員 2 名 (組合議員が兼務), 議員 9 名		
職員数 (特別職を除く。)	2 8 名 (内友部町からの派遣 1 名)		
財産及び債務 (平成 1 5 年度決算)	土地 9 2, 4 2 8 m ² 基金 1 7 7, 8 6 4 千円 建物 9, 2 1 0 m ² 債務 3, 0 1 8, 2 9 1 千円		
平成 1 6 年度負担金額 (千円)	笠間市	友部町	岩間町
	—	4 1 9, 6 4 8	2 6 2, 3 0 6

(4) 筑北環境衛生組合

事務所の位置	西茨城郡岩瀬町役場内		
構成市町村	笠間市, 協和町, 岩瀬町, 大和村 *協和町は 3 月 2 8 日より筑西市		
共同処理する事務	し尿処理場の設置及び管理		
特別職	管理者 1 名, 助役 1 名, 収入役 1 名, 監査委員 2 名 (組合議員兼務), 議員 1 0 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	8 7, 2 7 4	—	—

(5) 茨城地方広域環境事務組合

事務所の位置	東茨城郡茨城町大字馬渡 2 4 4 番地		
構成市町村	友部町, 岩間町, 水戸市, 茨城町, 美野里町		
共同処理する事務	し尿処理場の設置及び管理, 運動広場の設置及び管理, その他適当と認める事務		
特別職	管理者 1 名, 副管理者 5 名, 収入役 1 名, 監査委員 2 名 (組合議員兼務), 議員 1 5 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	—	5 8, 0 4 5	4 0, 0 5 2

参 考 (現 況 等)

(6) 水戸地方広域市町村圏事務組合

事務所の位置	東茨城郡茨城町大字下石崎 2 8 3 7 - 1		
構成市町村	笠間市, 友部町, 岩間町, 水戸市, ひたちなか市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 東海村, 城里町		
共同処理する事務	総合老人保健センターの設置及び管理運営		
特別職	管理者 1 名, 副管理者 1 0 名, 収入役 1 名, 監査委員 2 名 (組合議員兼務), 議員 2 0 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	7, 7 3 5	9, 5 1 4	4, 7 2 3

(7) 茨城県市町村総合事務組合

事務所の位置	水戸市笠原町 9 7 8 - 2 6		
構成市町村	笠間市, 友部町, 岩間町, 外県内全市町村		
共同処理する事務	常勤職員の退職手当支給, 交通災害共済事業, 消防団員等の災害補償, 消防職員等賞じゅつ金 等		
特別職	組合長 1 名, 副組合長 1 名, 監査委員 2 名 (組合議員兼務), 議員 1 6 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	1 9 5, 5 9 8	1 6 7, 5 9 1	8 0, 4 7 0

(8) 茨城租税債権管理機構

事務所の位置	水戸市		
構成市町村	笠間市, 友部町, 岩間町, 外県内全市町村		
共同処理する事務	滞納処分, 滞納処分の停止又は不能欠損処分についての判定, 関係市町村職員の研修 等		
特別職	管理者 1 名, 副管理者 1 名, 収入役 1 名, 監査委員 2 名 (機構議員兼務), 議員 8 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	3, 3 0 4	3, 4 5 0	2, 7 7 7

参 考 (現 況 等)

2 共同設置

(1) 笠間市，西茨城郡公平委員会

事務所の位置	笠間市石井 7 1 7 番地 笠間市役所内		
構成団体	笠間市，友部町，岩間町，岩瀬町，外事務組合		
共同処理する事務	職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する措置，要求の審査，判定及び必要な措置		
委員数	3 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	5 3	5 1	3 0

(2) 笠間地方介護認定審査会

事務所の位置	笠間市石井 7 1 7 番地 笠間市役所内		
構成市町村	笠間市，岩瀬町		
共同処理する事務	介護保険法に基づく，要介護の審査・認定		
委員数	3 0 名		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	9，9 0 2	—	—

(3) 友部町岩間町介護認定審査会

事務所の位置	西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号 友部町役場内		
構成市町村	友部町，岩間町		
共同処理する事務	介護保険法に基づく，要介護の審査・認定		
委員数	1 8 名（委員定数 2 1 名）		
平成 1 6 年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	—	2，6 6 8	1，9 3 3

参 考 (現 況 等)

3 協議会

(1) 水戸地方広域市町村圏協議会

事務所の位置	水戸市役所内		
構成市町村	笠間市，友部町，岩間町，水戸市，ひたちなか市，那珂市，茨城町，大洗町，城里町，東海村		
共同処理する事務	広域市町村圏計画の策定，実施についての連絡調整		
平成16年度負担金額	笠間市	友部町	岩間町
	160	175	125

4 関係法令（抜粋）

(1) 地方自治法

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2～6 略

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 略

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の

参 考 (現 況 等)

加入するものにあつては総務大臣，その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て，一部事務組合を設けることができる。この場合において，一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは，その執行機関は，一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～6 略

(組織，事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は，これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し，又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは，関係地方公共団体の協議によりこれを定め，都道府県の加入するものにあつては総務大臣，その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし，次条第1項第1号，第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは，この限りでない。

2 略

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは，関係地方公共団体の協議により，第284条第2項の例により，総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において，財産処分を必要とするときは，関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項，第286条，第288条及び前条の協議については，関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり，又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項及び次条第4項第1号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては，当該一部事務組合又は当該広域連合は，すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により，当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し，又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変

参 考 (現 況 等)

更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が1の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第1項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（1）前条第1項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

（2）次条第2項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつ

参 考 (現 況 等)

ては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第287条の2第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。)又は当該広域連合の長に第1項の規定の適用について異議の申出があつた場合

(3) 市町村の合併の日前に地方自治法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第2号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

6 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第9条の4 合併関係市町村の長は、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第7条第1項又は第3項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

(3) 地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 略

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

参 考 (現 況 等)

第8条 略

2 公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

(2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

3～8 略

(4) 介護保険法

(介護認定審査会)

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

参 考 (現 況 等)

5 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協議の内容
平成17年2月1日	城 里 町 (23,007 人)	常 北 町 桂 村 七 会 村	(1) 城北地方広域事務組合については、御前山村と規約の変更をすることにより存続する。 (2) 大宮地方広域組合については、合併の前日をもって桂村は脱退し、合併の日に新町（旧桂村の区域を対象）として加入する。 (3) 笠間地方広域事務組合については、合併の前日をもって七会村は脱退し、合併の日に新町（旧七会村の区域を対象）として加入する。 (4) 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会については、合併の前日をもって常北町及び桂村は脱退し、合併の日に新町が属する郡の町村で構成する公平委員会に新町として加入する。 (5) 笠間市、西茨城郡町村公平委員会については、合併の前日をもって七会村は脱退し、合併の日に新町が属する郡の町村で構成する公平委員会に新町として加入する。 (6) 常北町・桂村・御前山村介護認定審査会については、合併時に新町において新たな審査会を設置する。 (7) 笠間地方介護認定審査会については、合併の前日をもって七会村は脱退し、合併時に新町において新たな審査会を設置する。 (8) 水戸地方広域市町村圏事務組合、水戸地方広域市町村圏協議会、茨城県市町村総合事務組合、水戸地方農業共済事務組合及び茨城租税債権管理機構については、合併の前日をもって1町2村は脱退し、合併の日に新町として加入する。 (9) 救急・消防業務の委託については、合併時は現行のとおりとし、合併後に委託業務の一元化に努める。